

令和2年度

町の予算書

今年はこんな事を
やるナン！



邑南町マスコットキャラクター『オオナン・ショウ』

おお なん ちょう
邑 南 町

※町の予算や主な事業については、広報おおなん4月号（邑南町ホームページにも掲載しています。）も併せてご覧ください。

令和2年4月 発行

目 次

用語について	2
1. 令和2年度予算編成の基本方針	3
●重点項目	
●各会計の予算額	
●令和2年度一般会計 歳入予算	
●令和2年度一般会計 歳出予算（性質別）	
●令和2年度一般会計 歳出予算（目的別）	
2. 一般会計予算の内訳（歳入）	11
3. 一般会計予算の内訳（歳出）	19
4. 特別会計予算	39
5. 水道事業会計予算	40

用語について

歳入と歳出

「歳入」と「歳出」はそれぞれ収入と支出の 1 年間の総額です。収入の一部を支出に充てたときでも、差し引きは行わないのが原則です。

予算と決算

「予算」は「歳入」と「歳出」の見積額のことで、「歳入」の見積額が「歳入予算」、「歳出」の見積額が「歳出予算」となります。「歳入」「歳出」を見積って「予算」にすることを「予算を組む」または「予算をたてる」といいます。

「歳出予算」の限度額は「歳入予算」の額となります。普通「歳出予算」が「歳入予算」と同じ額になるように予算を組みます。

町の行う様々な事業は「歳出予算」の範囲内で行われます。

「決算」は「予算」に基づき 1 年間活動した結果、実際に収入、支出した「歳入」、「歳出」の額のことです。「予算」と同様に「歳入決算」、「歳出決算」があります。黒字の場合は繰越金として次年度へ引き継ぎ、赤字の場合は積立金等からその補てんを行います。

会計

「会計」は「歳入」、「歳出」を目的により大きく分類し、他の「会計」に属する金額と混ざらないよう分けたものです。「会計」ごとに「予算」をたてます。

「会計」は次のように分類されます。

1. 普通会計・・・特別の事業目的を持たず、一般的な運営を行う一般会計と、事業会計や公営企業会計に属さない特別会計が属します。
2. 公営事業会計・・・法律で設置が義務づけられている、特定の事業を行う会計です。
3. 公営企業会計・・・公営事業会計のうち、「歳出」を料金収入でまかなうなど、民間企業に近い性質を持つ事業を独立した経理で行うための会計です。

邑南町の会計をこれに従って分類すると次のようになります。

1. 普通会計
 - (ア) 一般会計・・・邑南町の行政の中核となる会計です。特定の目的を持たず、町行政全般を扱います。
 - (イ) 電気通信事業特別会計・・・電気通信事業（ケーブルテレビ事業など）を行うための会計です。
2. 公営事業会計
 - (ア) 国民健康保険事業特別会計・・・国民健康保険を運営するための会計です。
 - (イ) 国民健康保険直営診療所事業特別会計・・・阿須那、井原、日貫、矢上の診療所を運営するための会計です。
 - (ウ) 後期高齢者医療事業特別会計・・・後期高齢者医療事業を運営するための会計です。
3. 公営企業会計
 - (ア) 水道事業会計・・・上水道の給水事業を行うための会計です。
 - (イ) 下水道事業特別会計・・・下水処理事業を行うための会計です。特定環境保全公共下水道、農業集落排水、生活排水の各事業により下水道の整備、管理を行います。

目的と性質

「予算」や「決算」は多くの収入や支出からなりますので、組むときにも分析するときにも収入や支出を分類することが必要になります。この分類は「目的」と「性質」の 2 つにより行います。

「歳出」は「目的」と「性質」の両方を使って分類します。

「目的」は「何をするのか」（道路を建設する、施設の維持管理を行う、イベントを行うなど）による分類で、大きな方から款、項、そして目で分けます。款と項については、それぞれいくらの「予算」を配分するのか議会で議決を受けなければなりません。款、項、目は法令によりガイドラインが示されていますが、必要に応じて付け加え、または不要なものを削ってよいとされています。

「性質」は款、項、目で分類した「目的」を実現するため「どのような手段をとるのか」（工事を請負に出す、光熱水費を支払う、賃金を支払って人を雇う、使用する物品を購入する、など）による分類で、節により分類します。「歳出」の分類に用いる節は 28 種類で、法令で定められています。款、項、目とは異なり、付け加えたり削除したりすることはできません。

「歳入」は主に「性質」で分類します。「歳入」の「性質」には税、使用料、国や県の支出金、基金や他の会計からの繰入金、地方債（借金）などがあります。分類は款、項などにより行います。

1. 令和2年度予算編成の基本方針

「行財政改善計画の着実な実行」

～行財政改善計画推進期間（2018～2022）の3年目

財政健全化への道筋をつける～

1. 事務事業の見直し

（1）事務事業の整理・合理化

- ・ 地方交付税の減額に対応するため事務事業をゼロベースで見直すこと
- ・ 事業効果が見込めないものや特定財源の確保が困難な事業、数年間事業を実施し慣例化したものについては、事業の廃止、縮小を行うこと
- ・ 新規事業を行う場合は他の事業を廃止すること
- ・ 一般財源の減額に努めること

（2）民間委託の推進

- ・ 指定管理者制度の活用、PPP・PFI などによる外部資源の活用などを図ること

（3）補助金等の整理合理化

- ・ 各種団体への補助金は真に必要な額を積算し、関係団体と協議し積極的に見直すこと

（4）自主財源の確保

- ・ 利用料の見直しを行うなど受益者負担の適正化を行うこと
- ・ 収入未済額の解消を図ること

2. 公共施設の管理運営等の見直し

（1）施設の整理合理化

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化措置や統廃合など個別計画を策定し、多角的な利用と効率的な運営を進めるため整理合理化を早急に行うこと

（2）管理運営方法の見直し

- ・ 需要に応じた開館時間の見直しや利用手続きの簡素化を行うこと

3. 行政コストの削減

（1）事務処理の効率化

- ・ 業務マネジメントを適正に実施し、時間外手当の削減などに努めること
- ・ 任意団体からの調査を省くなど仕事内容を精査すること
- ・ システムの更新にあたっては、導入効果が現れるものとする
- ・ 事務事業、施策に関するコストとともに、自らの人件費に関するコストを意識すること

●令和２年度当初予算編成の重点項目

テーマ 「おおなんの強みを活かすまちづくり」

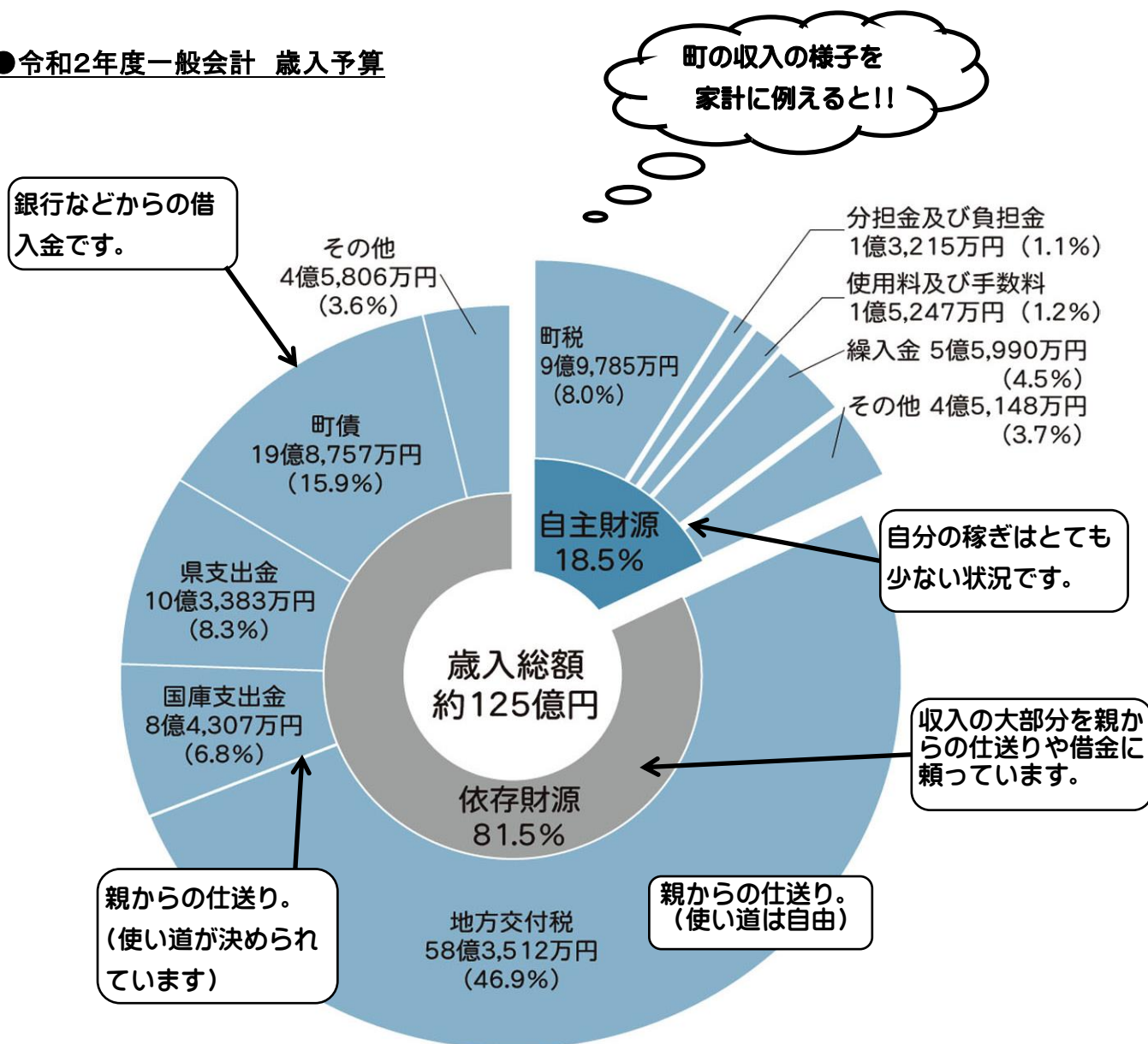
～地域経済の好循環で、所得と生活の豊かさの向上を目指す～

- (１) 邑南町しごとづくりセンターの実効性を高め、町内消費率を向上させて町内経済循環の拡大を図る
 - ・ しごとづくりセンター運営協議会を核として、業種の垣根を超えた地域産業づくりのための推進組織を構築し、事業承継と起業につなげる
 - ・ しごとづくりセンターの利便性を高める
- (２) 各地域の拠点を結ぶ交通ネットワークの整備
 - ・ 交通結節点の整備及び利活用の推進
 - ・ 羽須美デマンドによるエリア運行
 - ・ 「人・もの・情報」のネットワーク構築
- (３) 魅力ある邑南町農林業づくり
 - ・ 新規作物の導入、産地形成へ向けた基礎づくり
 - ・ リースハウス事業の推進
 - ・ 農福連携、ユニバーサル農業の推進
 - ・ ハーブ米生産量の拡大
 - ・ 森林環境譲与税の有効活用
 - ・ 町産材を利用した木製品の商品開発
- (４) 切れ目のない子どもの健康・子育て支援と健康長寿のまちづくり
 - ・ 子どもの遊び場の確保
 - ・ 放課後児童支援員確保により子どもの健全な育成を支援
 - ・ 「子ども健康サポートネットワーク推進委員会」や「母子保健検討会」等による町内関係機関の連携強化
 - ・ 妊娠期から切れ目のない支援体制の継続
 - ・ 野菜摂取の増量、運動習慣の継続等、生活習慣病を予防し、健康長寿に向けた取り組みを支援
- (５) 地域共生社会づくりの推進（誰もが暮らしやすい町）
 - ・ 地域住民みんなで支えあう意識と取り組みへの支援（地域包括ケアシステムの推進等）
 - ・ ひとりも取り残さない就労支援と就労準備支援の検討（農福連携、ユニバーサル農業の推進等）
 - ・ ２０２０東京パラリンピック事前合宿の成功と招致後のレガシーに向けた取り組み強化

●各会計の予算額

会 計	令和2年度	令和元年度	比較増減	増減率%
一般会計	124 億 5,150 万円	114 億 5,500 万円	9 億 9,650 万円	8.7
特別会計	34 億 7,400 万円	32 億 4,500 万円	2 億 2,900 万円	7.1
国民健康保険事業特別会計	14 億 4,400 万円	13 億 7,900 万円	6,500 万円	4.7
直営診療所事業特別会計	1 億 万円	1 億 300 万円	△300 万円	△2.9
後期高齢者医療事業特別会計	3 億 9,400 万円	3 億 5,400 万円	4,000 万円	11.3
下水道事業特別会計	9 億 8,500 万円	9 億 5,100 万円	3,400 万円	3.6
電気通信事業特別会計	5 億 5,100 万円	4 億 5,800 万円	9,300 万円	20.3
総合計	159 億 2,550 万円	147 億 万円	12 億 2,550 万円	8.3

●令和2年度一般会計 歳入予算



解説

【自主財源】

町が直接集めるお金です。町が金額を自主的に決められることから自主財源と呼ばれます。

- 町税（9 億 9,785 万円 対前年度+524 万 6 千円） 構成比：8.0%

町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税など、町に直接納められる税金です。[町民税は、個人分、法人分ともには増額を見込む一方で、固定資産税は減額を見込んでいます]

- 分担金および負担金（1 億 3,214 万 9 千円 対前年度△783 万 2 千円） 構成比：1.1%

町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。学校給食費負担金や保育所入所者保護者負担金、健康診査費の自己負担分などです。[保育所入所者保護者負担金は減額を見込んでいます。災害復旧費分担金の分担金は減っています。]

- 使用料および手数料（1 億 5,247 万円 対前年度△935 万 3 千円） 構成比：1.2%

公共施設の使用料と、各種証明書の発行手数料などです。[道路河川占用料や住宅使用料が減っています]

- 繰入金（5 億 5,989 万 7 千円 対前年度+1 億 8,890 万 4 千円） 構成比：4.5%

町の貯金である基金を取り崩したお金です。[本年度は、地方債の繰り上げ償還の財源として減債基金の取り崩しを 1 億 5,483 万 6 千円行います。また、ふるさと寄附金の増額を見込んでおり、ふるさと寄附金事業費や各種事業へ基金から繰り入れを 1 億 7,356 万 1 千円行います。]

- その他（4 億 5,148 万 6 千円 対前年度+6,538 万 7 千円） 構成比：3.7%

財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。[ふるさと寄附による寄附金の増加を見込んでいます。]

【依存財源】

国や県から配分されたお金や、金融機関などから借りてくるお金です。国・県や金融機関を頼って得ることから依存財源と呼ばれます。

- 地方交付税（58 億 3,511 万 4 千円 対前年度△3,324 万 4 千円） 構成比：46.9%

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として使われます。[合併算定替、公債費の償還の影響等により減額となっています]

※地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするためのもので地方公共団体の固有財源とされています。

- 国庫支出金（8 億 4,307 万 1 千円 対前年度+9,235 万 7 千円） 構成比：6.8%

- 県支出金（10 億 3,383 万 2 千円 対前年度+9,391 万 3 千円） 構成比：8.3%

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国・県が負担することが義務づけられているもの、国・県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国・県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てる

ため、国・県が町に支払うお金のことです。[国庫支出金では、「障害者自立支援給付費負担金」が減となり、「施設型給付費負担金」や道路や住宅の整備を行うための「社会資本整備総合交付金（道路）」、小中学校の IT 学習機器整備のための「GIGAスクール構想実現事業費補助金」が増えています。県補助金では、「農業水路等長寿命化・防災減災事業県補助金」や「農業用ハウス等リース支援事業補助金」が増えています。]

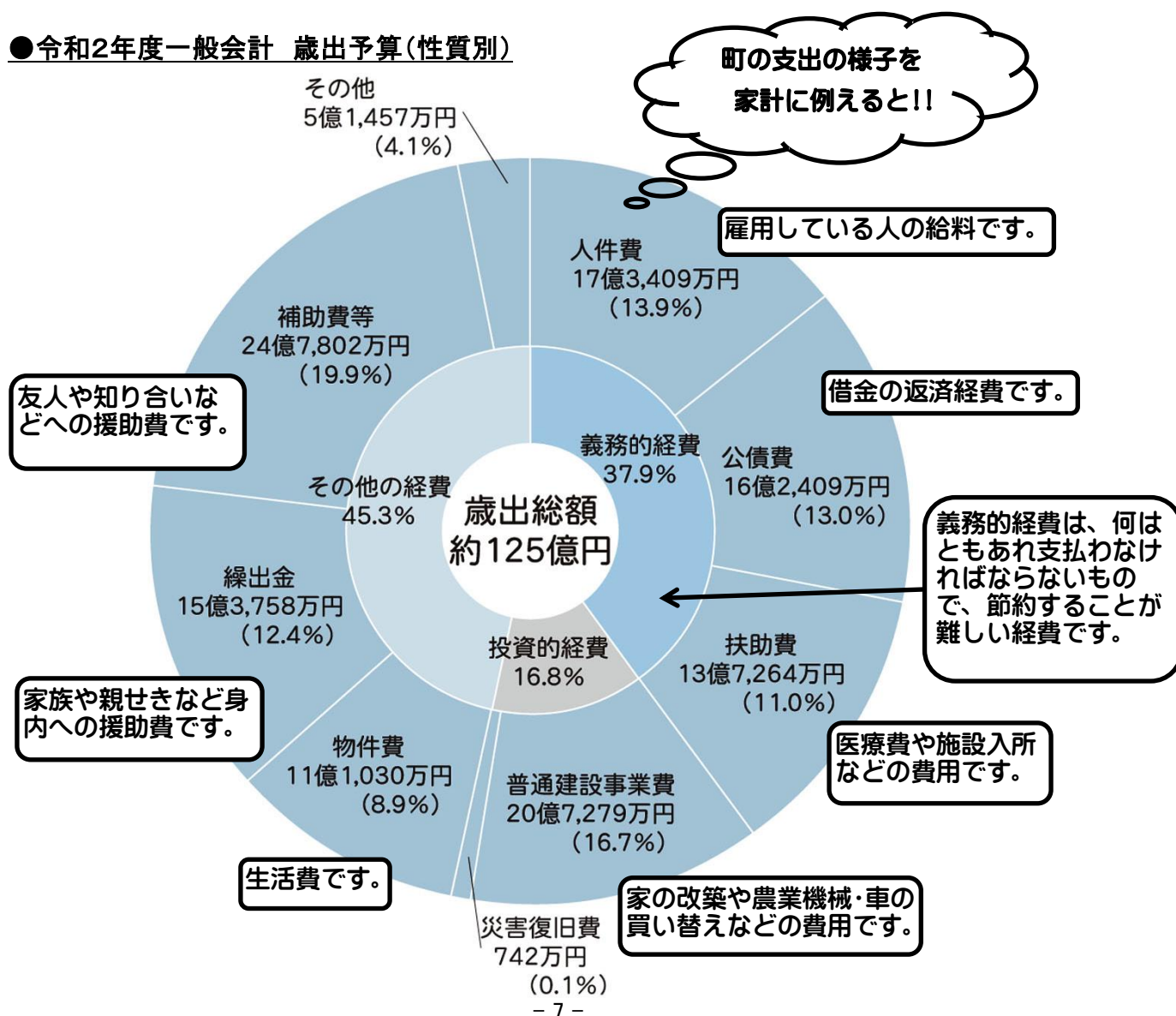
●町債（19 億 8,757 万 4 千円 対前年度+5 億 6,442 万 2 千円） 構成比：15.9%

町が行う借金のことです。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。（臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。）[ごみ処理施設整備事業や公立邑智病院設備整備事業に充てるための町債が増額となっています]

●その他（4 億 5,805 万 7 千円 対前年度+3,670 万円） 構成比：3.6%

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金です。

●令和2年度一般会計 歳出予算(性質別)



【義務的経費】

町の事情に関わらず必ず支出しなくてはならないとされている経費です。

- 人件費（17 億 3,408 万 6 千円 対前年度+9,183 万円） 構成比：13.9%

町長、町議会議員、その他町職員に支払う報酬や給料、手当などです。

[令和 2 年度に会計年度任用職員制度を導入するにあたり、臨時的任用職員経費の性質区分を物件費から人件費に変更しています。]

職員数の推移

H16. 10 月合併時 311 人(内社会福祉法人派遣 86 人)

R2. 4 月 254 人(一般職 196 人、再任用職員 8 人、任期付職員 49 人、会計年度職員 1 人)

※H30～社会福祉法人への派遣はありません

- 扶助費（13 億 7,263 万 7 千円 対前年度+1,676 万 2 千円） 構成比：11.0%

0 歳から中学生までの子どもの医療費助成、障がいのある方などへの医療や介護費の給付、養護老人ホームの措置費、生活保護費など、社会保障の一環として援助するためのお金です。

*島根県における「障害」と「障がい」の表記について

「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があること等から、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記することを原則としています。
なお、法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と漢字表記としています。

- 公債費（16 億 2,409 万 4 千円 対前年度+3,707 万 5 千円） 構成比：13.0%

町の借金である町債の返済に充てられるお金です。[令和 2 年度は、1 億 5,483 万 6 千円の繰上償還を予定しています。]

【投資的経費】

社会資本を整備するための経費です。

- 普通建設事業費（20 億 7,279 万 6 千円 対前年度+6 億 3,297 万 1 千円）

構成比：16.7%

道路や公共施設の建設、改良を行うための費用です。[石見高原駅整備事業、ごみ処理施設整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、香木の森公園遊具整備事業費、GIGA スクール構想実現事業費などが増額となっています。]

- 災害復旧事業費（741 万 7 千円 対前年度△8,337 万 4 千円） 構成比：0.1%

令和元年梅雨前線豪雨災害等による農地や農業用施設の復旧を行うための費用です。

【その他の経費】

義務的経費・投資的経費以外の経費です。

● 物件費（11 億 1,029 万 8 千円 対前年度△5,997 万 8 千円） 構成比：8.9%

町有施設の維持管理費や、事務用消耗品の購入費などの事務費が含まれます。

[消費税増額の影響等で需用費、役務費、委託料が増額となっています。一方で、会計年度任用職員制度の導入に伴い臨時的任用職員の賃金が、報酬や給料等に分類変更となったため物件費の賃金が減額となっています。]

● 補助費等（24 億 7,801 万 5 千円 対前年度+1 億 6,951 万 3 千円） 構成比：19.9%

町が交付する各種補助金、交付金のほか、邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合、邑智郡公立病院組合（公立邑智病院）に対する負担金が含まれます。

● 繰出金（15 億 3,758 万 1 千円 対前年度+502 万 8 千円） 構成比：12.4%

特別会計の財政を補うため、一般会計から特別会計へ送られるお金です。

- ・ 国民健康保険事業特別会計繰出金（1 億 6,430 万 3 千円 +151 万円）
- ・ 国民健康保険直営診療所特別会計繰出金（5,434 万 7 千円 +414 万 9 千円）
- ・ 後期高齢者医療事業特別会計繰出金（2 億 4,807 万 9 千円 +194 万 9 千円）
- ・ 下水道事業特別会計繰出金（5 億 6,514 万 9 千円 +404 万 6 千円）
- ・ 電気通信事業特別会計繰出金（1 億 4,335 万 8 千円 △2,343 万 9 千円）

簡易水道事業特別会計への繰出金は、平成 29 年度から会計が公営企業法の適用となる水道事業会計へ移行したことに伴い、当初予算分析上は補助費として取り扱われることとなりました。

● その他（5 億 1,457 万 6 千円 対前年度+1 億 8,667 万 3 千円） 構成比：4.1%

道路や公共施設の維持費や修繕費、積立金、予備費などです。

●令和 2 年度一般会計 歳出予算（目的別）

➤ 議会費（9,997 万円 対前年度+88 万 6 千円） 構成比：0.8%

議会の運営に用いられる経費です。広報紙の印刷製本費や議会・委員会を招集したときにかかる必要経費、議員・事務局職員の人件費が含まれます。

➤ 総務費（20 億 530 万 7 千円 対前年度+1 億 6,714 万 6 千円） 構成比：16.1%

役場の内部管理や税務、戸籍事務から各種調査、町の諸計画の策定、地域振興など幅広い経費が含まれます。また、町長をはじめとする町職員の人件費も主に総務費に含まれます。電気通信事業特別会計への繰出金もあります。

➤ 民生費（25 億 4,171 万 6 千円 対前年度 3,406 万円） 構成比：20.4%

福祉政策に用いられる経費です。お年寄りや障がいのある方への支援や、児童福祉に必要な経費、生活保護費、介護保険事業の負担金などが含まれます。また、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金もあります。

- **衛生費**（21 億 1,609 万 3 千円 対前年度+5 億 2,287 万 5 千円） 構成比：17.0%

子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくり、清潔で安全な環境づくりのために用いられる経費です。具体的には、各種教室や検診、発見された疾病の重症化予防、予防接種などの予防事業と、ゴミ収集をはじめとする環境衛生事業が含まれます。また、国民健康保険直営診療所事業及び下水道事業（生活排水事業）の各特別会計への繰出金もあります。
- **労働費**（361 万 1 千円 対前年度△2 万 6 千円） 構成比：0.0%

雇用対策に用いられる経費です。
- **農林水産業費**（14 億 4,860 万 4 千円 対前年度+1 億 2,255 万 7 千円） 構成比：11.6%

農林水産業の振興に用いられる経費です。農業関係の各種補助金・交付金のほか、農道や林道の整備新設、維持管理費用が含まれます。また、下水道事業特別会計（農業集落排水事業）への繰出金もあります。
- **商工費**（2 億 4,259 万 5 千円 対前年度△890 万 7 千円） 構成比：2.0%

商工業と、観光業の振興に用いられる経費です。町内企業や中小企業への金融対策を行う機関への補助や、邑南町の PR 事業、商工観光施設の運営費が含まれます。
- **土木費**（7 億 4,847 万 6 千円 対前年度+1 億 1,758 万 3 千円） 構成比：6.0%

町道、町営住宅の新設改良や維持管理、河川の管理に用いられる経費です。また、下水道事業特別会計（公共下水道事業）への繰出金もあります。
- **消防費**（4 億 4,733 万 1 千円 対前年度△653 万 2 千円） 構成比：3.6%

消防と防災のために用いられる経費です。消防団の活動費や江津邑智消防組合への負担金のほかに総合防災システムに関する経費や災害備蓄品等の整備費が含まれます。
- **教育費**（11 億 3,628 万 6 千円 対前年度+9,315 万 7 千円） 構成比：9.1%

町立の小中学校、体育館や図書館、公民館などのために用いられる費用です。主に教育委員会が使用します。
- **災害復旧費**（741 万 7 千円 対前年度△8,337 万 4 千円） 構成比：0.1%

災害により被災した土地、施設、道路などの復旧を行うための費用です。
- **公債費**（16 億 2,409 万 4 千円 対前年度+3,707 万 5 千円） 構成比：13.1%

町の借金である町債の返済に充てられる費用です。
- **予備費**（3,000 万円 対前年度 増減なし） 構成比：0.2%

予測できない事態が起きたときに対応するためのお金です。

2. 一般会計予算の内訳(歳入)

1 款 町税 (9 億 9,785 万円 対前年度+524 万 6 千円)

- 1-1-1 町民税個人分 (3 億 4,385 万 6 千円)
主として、1 月 1 日現在で町内に居住する住民に対して前年の個人所得に応じて課税されます。
- 1-1-2 町民税法人分 (5,547 万 3 千円)
主として、町内に事務所、事業所を置く法人に対して、その決算時期に所得、規模に応じて課税されます。
- 1-2-1 固定資産税 (4 億 9,943 万 6 千円)
1 月 1 日現在で町内に所在する家屋、土地、償却資産の所有者に対し、その資産の評価額に応じ課税されます。
- 1-2-2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金 (311 万 1 千円)
前年の 3 月 31 日現在で国や島根県が町内に所有する資産のうち、固定資産税の対象であるものと同類のものとみなされるものについて、その所有者に対し、固定資産税相当額の負担を求めるものです。
- 1-3-1 軽自動車税 (4,615 万 1 千円)
4 月 1 日現在で、主たる定置場が町内にある軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクターなど)等の所有者に課税されます。
- 1-4-1 市町村たばこ税 (4,552 万 7 千円)
税金は、たばこの販売価格に含まれています。市町村分の税額は 1 本当たり 5.692 円です。(古くからの銘柄では、これより安いものもあります。)
- 1-5-1 入湯税 (429 万 6 千円)
入湯客に課税する税金で、税額は 1 人 1 日 150 円です。

2 款 地方譲与税 (2 億 367 万 3 千円 対前年度+2,089 万 5 千円)

- 2-1-1 地方揮発油譲与税 (4,495 万 7 千円)
ガソリンに課税される地方揮発油税はいったん国税として徴収されますが、道路の延長や面積に応じ地方公共団体に配分されます。
- 2-2-1 自動車重量譲与税 (1 億 2,375 万 2 千円)
自動車の登録の際に課税される自動車重量税はいったん国税として徴収されますが、その税収入の 1000 分の 422 は、市区町村道の延長及び面積にあん分して市区町村に配分されます。
- 2-4-1 森林環境譲与税 (3,496 万 4 千円)
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため新たに創設された制度。森林環境税(令和 6 年度から課税)相当額を市町村及び都道府県に譲与される。

※以下、3 款から 9 款までは県が徴収した税の一定割合が市町村に対して交付されるものです。

3 款 利子割交付金（129 万円 対前年度△189 万 7 千円）

県民税である利子割の5分の3を市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

4 款 配当割交付金（321 万 1 千円 対前年度+44 万 4 千円）

県民税である配当割の5分の3を市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

5 款 株式等譲渡所得割交付金（183 万 9 千円 対前年度△31 万 3 千円）

県民税である株式等譲渡所得割の 59.4%を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して市町村に交付されます。

6 款 法人事業税交付金（354 万 5 千円 対前年度 皆増）

県が納付された法人の事業税の一部（7.7%相当額）を各市町村の従業員数であん分して、各市町村に交付されます。

7 款 地方消費税交付金（2 億 3,291 万 8 千円 対前年度+3,474 万 3 千円）

消費税率は、平成 26 年 4 月 1 日より 5%（地方消費税 1%を含む）から 8%（地方消費税 1.7%含む）に、令和元年 10 月 1 日より 8%から 10%に引き上げられました。

県民税である地方消費税の 2 分の 1 は、交付金として市町村に交付されます。交付額の内、税率引き上げ前の 1%部分については、従来どおり人口及び従業者数により配分がされますが、税率引き上げ分は全額人口によりあん分して交付されることになっています。

なお、引上げ分の消費税収入は、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、少子化施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、地方消費税交付金についても同様の取り扱いをすることになっています。

8 款 環境性能割交付金（758 万 6 千円 対前年度△16 万 7 千円）

令和元年 10 月から、自動車取得税交付金は廃止となり新たに自動車取得時に環境性能割課税が導入され、市町村に交付されています。

9 款 地方特例交付金（257 万円 対前年度△97 万円）

個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の実施に伴う市町村の減収を補填するために交付されます。

10 款 地方交付税（58 億 3,511 万 4 千円 対前年度△3,324 万 4 千円）

行政サービスの水準を一定以上に保つため、税収などが少ない自治体に交付されるものです。特定の国税のうち一定割合が地方交付税として配分されます。

税収の多い都市部の自治体では交付を受けない団体もありますが、現在、島根県内では全ての市町村が交付を受けています。

なお、平成 27 年度から合併を行ったことによる有利な財政措置（合併算定替え）の漸減がはじまり、昨年度で終わりました。本年度から有利な財政措置（合併算定替え）は、無くなっています。

11 款 交通安全対策特別交付金（142 万 5 千円 対前年度△12 万 9 千円）

交通反則金収入を原資として、道路の交通安全を図るための経費に充てるため国から自治体に交付されます。人口集中地区人口、交通事故発生件数、改良済道路の延長をもとに交付されます。

12 款 分担金及び負担金（1 億 3,214 万 9 千円 対前年度△783 万 2 千円）

町の行う事務・事業により、特に利益を受ける人から事業費の一部とするために集めるお金です。

- 12-1-6 農林水産業費分担金（2,193 万 4 千円）
各種農業基盤整備事業の受益者負担金です。
- 12-1-11 災害復旧費分担金（74 万 1 千円）
災害復旧事業の受益者負担金です
- 12-2-3 民生費負担金（5,727 万 4 千円）
養護老人ホームの利用者負担金、デイサービスや配食サービスの個人負担金、保育料などです。保育料については平成 23 年度から 2 子目以降は無料としています。（国の無償化施策が令和元年 10 月から始まりました。）
- 12-2-4 衛生費負担金（202 万 6 千円）
がん検診の個人負担金、納骨堂の加入負担金です。
- 12-2-10 教育費負担金（5,017 万 4 千円）
町内小中学校及び県立石見養護学校の学校給食の個人負担金です。
平成 31 年 4 月 1 日に学校給食費が改定されました。

13 款 使用料及び手数料（1 億 5,247 万円 対前年度△935 万 3 千円）

公共施設等の使用料や各種証明書の発行手数料などです。

- 13-1-2 総務使用料（959 万 6 千円）
町営バスの料金収入、行政財産使用料です。
- 13-1-4 衛生使用料（501 万 5 千円）
斎場使用料です。
- 13-1-6 農林水産業使用料（53 万 4 千円）
農林水産物出荷貯蔵施設の使用料です。
- 13-1-7 商工使用料（279 万 5 千円）
主に温泉使用料です。
- 13-1-8 土木使用料（9,007 万 2 千円）
公営住宅の使用料と道路河川の占用料などです。
- 13-1-10 教育使用料（2,171 万 1 千円）
教職員住宅の使用料、スクールバスの運賃、公民館、元気館の使用料などです。

- 13-2-2 総務手数料（676 万 7 千円）
戸籍・住民登録などの証明手数料や税の証明手数料などです。
- 13-2-4 衛生手数料（1,597 万 6 千円）
ごみ袋の販売代金（ごみ処理手数料）、犬の登録手数料などです。
- 13-2-6 農林水産業手数料（2 千円）
地籍調査にかかる手数料です。
- 13-2-8 土木手数料（2 千円）
公営住宅にかかる証明手数料などです。

14 款 国庫支出金（8 億 4,307 万 1 千円 対前年度+9,235 万 7 千円）

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を国が負担することが義務づけられているもの、国の政策と合っているため補助を受けることができるもの、国の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、国が町に直接支払うお金です。

- 14-1-3 民生費国庫負担金（6 億 906 万円）
生活保護や介護給付、障がい者福祉、保育園に対する施設給付等にかかる費用の国負担分などです。
- 14-1-4 衛生費国庫負担金（18 万 3 千円）
未熟児等の養育医療費にかかる費用の国負担です。
- 14-2-2 総務費国庫補助金（967 万 3 千円）
社会保障・税番号制度システム整備費やシステム運用経費の補助金です。
- 14-2-3 民生費国庫補助金（3,060 万 4 千円）
障がいのある方が自立した日常生活や社会生活が営むことができるようさまざまな支援を行うための補助金、地域での子育てを支援する事業を行うための補助金などです。
- 14-2-4 衛生費国庫補助金（214 万 7 千円）
がん検診や感染症予防事業のための補助金などです。
- 14-2-6 農林水産業費国庫補助金（1,000 万円）
森林資源を活用した事業に対する補助金です。
- 14-2-8 土木費国庫補助金（1 億 4,557 万 5 千円）
道路や住宅などを整備するための補助金です。
- 14-2-9 消防費国庫補助金（605 万 6 千円）
消防施設(防火水槽)や消防団の設備を整備するための補助金です。
- 14-2-10 教育費国庫補助金（2,724 万 9 千円）
IT を活用した授業を行う国の GIGA スクール構想実現事業のための補助金などです。
- 14-3-2 総務費委託金（38 万 1 千円）
外国人の中長期在留者住居地届出等事務の委託金です。
- 14-3-3 民生費委託金（214 万 3 千円）
国民年金事務委託金などです。

15 款 県支出金 10 億 3,383 万 2 千円 対前年度+9,391 万 3 千円)

町が行う事業・事務の中には、費用の一部を県が負担することが義務づけられているもの、県の政策と合っているため補助を受けることができるもの、県の業務で必要経費を受け取って代行しているものもあります。これらの事業に充てるため、県が町に支払うお金です。また、国の補助金でも直接町には支払われずに県を通して支払われるものもここに分類されます。

➤ **15-1-3 民生費県負担金 (3 億 1,482 万 8 千円)**

介護給付費や後期高齢者医療保険・国民健康保険事業の安定運営、保育園に対する施設給付費、児童手当にかかる費用負担です。

➤ **15-1-4 衛生費県負担金 (9 万 1 千円)**

未熟児等の養育医療費にかかる費用負担です。

➤ **15-1-6 農林水産業費県負担金 (8,126 万 2 千円)**

地籍調査にかかる費用負担です。

➤ **15-2-2 総務費県補助金 (5,695 万 1 千円)**

生活バス路線確保、太陽光発電等導入、下水道や市町村設置型合併処理浄化槽の整備、しまね定住促進住宅整備や小さな拠点づくり推進体制整備のための補助金などです。

➤ **15-2-3 民生費県補助金 (5,757 万 5 千円)**

地域子ども・子育て支援事業、福祉医療助成事業、地域生活支援事業(障がい者福祉事業)のための補助金などです。

➤ **15-2-4 衛生費県補助金 (1,090 万 8 千円)**

乳児医療、自死予防、健康増進事業のための補助金です。

➤ **15-2-6 農林水産業費県補助金 (4 億 5,631 万 9 千円)**

中山間地域等直接支払制度、農業水路等長寿命化・防災減災事業や農業用ハウス等リース支援事業など農林業振興のための補助金です。

➤ **15-2-7 商工費県補助金 (300 万円)**

地域商業等支援事業の補助金です。

➤ **15-2-8 土木費県補助金 (74 万円)**

河川浄化事業、木造住宅耐震改修等事業の補助金です。

➤ **15-2-10 教育費県補助金 (2,412 万 6 千円)**

子ども読書活動や教育支援体制整備のための補助金などです。

➤ **15-3-2 総務費委託金 (2,549 万 2 千円)**

県民税徴収の委託金や各種統計調査の委託金などです。

➤ **15-3-7 商工費委託金 (76 万 2 千円)**

自然公園施設と中国自然歩道の管理委託金です。

➤ **15-3-8 土木費委託金 (77 万 8 千円)**

出羽川排水樋門、県道除雪、県道流雪溝管理の委託金です。

➤ **15-3-10 教育費委託金 (100 万円)**

スクールソーシャルワーカー活用事業の委託金です。

16 款 財産収入（1,094 万 2 千円 対前年度△207 万 3 千円）

- 16-1-1 財産貸付収入（206 万 8 千円）
町有の土地、建物の貸付収入です。
- 16-1-2 利子及び配当金（702 万 5 千円）
各基金(預金)の利子収入です。
- 16-2-2 物品売払収入（184 万 9 千円）
町行造林の立木売り払い収入などです。

17 款 寄附金（2 億 6 千円 対前年度+1 億 2,000 万円）

一般寄附金及びふるさと寄附金です。

18 款 繰入金（5 億 5,989 万 7 千円 対前年度+1 億 8,890 万 4 千円）

- 18-2-2 減債基金繰入金（2 億 7,316 万 9 千円）
町の借金である町債の定期償還及び繰上償還に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-10 自動堰等管理基金繰入金（63 万 3 千円）
羽須美地域の自動堰の管理費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-12 ふるさと水と土保全対策基金繰入金（25 万 8 千円）
農地や農業用施設の小規模基盤整備の費用に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-13 移動通信用鉄塔施設整備減債基金繰入金（25 万 9 千円）
過去に町が行った携帯電話用鉄塔建設の償還に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-14 いこいの村・香木の森基金繰入金（729 万 6 千円）
いこいの村、香木の森整備のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-15 ふるさと基金繰入金（1 億 7,356 万 1 千円）
ふるさと寄附されたものをお礼の品の送付などふるさと寄附関係事業への使用及び寄附目的別の使途に活用するため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-19 江の川下流域活性化事業推進基金繰入金（75 万円）
江の川下流域活性化協議会活動に充てるため基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-20 健康センター基金繰入金（341 万 4 千円）
健康センター元気館整備のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-22 まち・ひと・しごと創生基金繰入金（2,910 万円）
地方創生事業のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-26 三江線跡地活用基金繰入金（56 万 1 千円）
邑南町が取得した三江線跡地の管理のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-28 邑南町森林環境保全基金（1,486 万円）
森林環境保全事業のために基金の一部を取崩すものです。
- 18-2-30 邑南町地区別戦略資金貸付基金繰入金（4,500 万円）
地区別戦略資金貸付基金条例の廃止に伴い、まち・ひと・しごと創生基金に繰

り入れるものです。

➤ 18-3-1 水道事業会計繰入金（173 万 6 千円）

水道事業が使用する事務所等の使用料相当額を水道事業会計から繰り入れます。

➤ 18-3-2 後期高齢者医療事業特別会計繰入金（930 万円）

後期高齢者医療事業に関係する事業実施に対して繰り入れです。

19 款 繰越金（1,000 万円 前年度と同額）

20 款 諸収入（2 億 3,053 万 8 千円 対前年度△5,254 万円）

➤ 20-1-1 延滞金（1 万円）

税金の延滞金です。

➤ 20-2-1 町預金利子（5 万 2 千円）

町会計の預金利子です。

➤ 20-3-2 住宅新築資金等貸付金元利収入（80 万円）

住宅新築資金貸付の返済を受けるものです。

➤ 20-3-4 邑南町地区別戦略資金貸付金元金収入（50 万円）

邑南町地区別戦略資金貸付の返済を受けるものです。

➤ 20-4-1 普通建設事業受託事業収入（6,380 万 9 千円）

公益社団法人島根県林業公社や国立研究開発法人森林研究・整備機構から町が造林事業を受託することによる収入です。

➤ 20-4-2 その他受託事業収入（8,101 万円）

総合事業受託金（介護予防）、包括的支援事業受託金、農業者年金事務受託金、島根県農業振興公社業務受託金です。

➤ 20-5-1 弁償金（1 千円）

町の発行するナンバープレート再交付の際、町が受け取る弁償金です。

➤ 20-5-2 雑入（8,435 万 6 千円）

これまでのどの分類にも属さない収入です。多額なものとしては、消防団員退職報奨金（600 万円）、消防団公務災害報償金（562 万 1 千円）、ふるさとの森再生事業費補助金（209 万円）、町営バス邑南川本線運営費川本町負担金（683 万 5 千円）、ケアプラン作成報酬（1,064 万円）、宝くじ交付金（411 万 1 千円）、いこいの村・香木の森納付金（1,500 万円）、福祉医療対象者分高額療養費（455 万 8 千円）、バイオマス利用施設納付金（666 万 6 千円）などがあります。

21 款 町債（19 億 8,757 万 4 千円 対前年度+5 億 6,442 万 2 千円）

町が行う借金です。普通建設事業や災害復旧事業、資金の貸付事業に使う場合に限り認められるのが原則ですが、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は使い方に制限がありませんが例外として認められています。（臨時財政対策債を返すためのお金は全額国から交付されます。）

また、平成 22 年度からは、ソフト事業についても一定の範囲で借金（過疎地域自立促

進特別事業債)ができるようになりました。

➤ 21-1-2 総務債 (3 億 2,110 万円)

過疎ソフト事業に充てる過疎地域自立促進特別事業債 (2 億 5,250 万円) 及び石見高原駅整備事業債 (3,290 万円)、町営バス整備事業債 (2,230 万円) などです。

➤ 21-1-4 衛生債 (7 億 8,710 万円)

ごみ処理施設整備事業 (7 億 1,260 万円) 及び病院設備整備事業 (7,450 万円) に充てるものです。

➤ 21-1-6 農林水産業債 (1 億 330 万円)

農業用ハウス整備事業、農地基盤整備事業、県営林道改修事業に充てるものです。

➤ 21-1-7 商工債 (470 万円)

断魚溪改修事業に充てるものです。

➤ 21-1-8 土木債 (1 億 2,170 万円)

道路改良事業、公営住宅建設事業に充てるものです。

➤ 21-1-9 消防債 (3 億 5,060 万円)

防災行政無線の整備、耐震性貯水槽の整備、非常備消防用ポンプ自動車の更新費用等に充てるものです。

➤ 21-1-10 教育債 (1 億 2,660 万円)

スクールバス整備事業、給食センター整備事業、学校施設整備事業に充てるものです。

➤ 21-1-11 災害復旧事業債 (560 万円)

令和元年度に発生した災害の復旧事業に充てるものです。

➤ 21-1-13 臨時財政対策債 (1 億 6,687 万 4 千円)

国の地方交付税の財源が不足し、地方交付税の交付額を減らした場合に、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させるものです。形式的には、町が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源です。

3. 一般会計予算の内訳(歳出)

科目ごとに主なもの、特色のあるものをピックアップしています。

1 款 議会費 (9,997 万円 対前年度+88 万 6 千円)

➤ 1-1-1 議会費 (9,997 万円)

議会事務局 (95-1113) (IP:050-5207-3021)

議会や委員会を開催し、議案の審議を行うなど町議会の活動に要する経費です。議員や事務局職員の人件費、調査・研修のための旅費、議会などを招集した時の交通費、議会広報の印刷製本費および負担金などがあります。

○議員報酬費 6,488 万 9 千円

議会議員 15 人の報酬等の合計です。報酬月額、議長 30 万 4 千円、副議長 25 万 2 千円、常任委員長・議会運営委員長 21 万 7 千円、議員 21 万円です。

議員定数の推移

H16. 10 月合併時 40 人

H17. 5 月～ 18 人

H21. 5 月～ 15 人

2 款 総務費 (20 億 530 万 7 千円 対前年度+1 億 6,714 万 6 千円)

➤ 2-1-1 一般管理費 (11 億 5,408 万 9 千円)

総務課 (95-1111) (IP:050-5207-3000)

商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

町長、副町長および他の科目で計上されていない職員(総務課、財務課、会計課など)の人件費、基金の積立金、ふるさと寄附事業、個人情報保護・情報公開・表彰の各審査委員会経費、交際費、その他の事務経費からなります。

○ふるさと基金事業費 1 億 3,263 万 2 千円

○防災無線更新事業費 3 億 1,390 万 9 千円

昨年、今年の 2 年度で防災行政無線を更新する予定です。

➤ 2-1-2 文書広報費 (293 万円) 総務課

「広報おおなん」の作成を行うための経費です。印刷代その他、取材のための燃料代などの経費が含まれます。

➤ 2-1-3 財政管理費 (1,170 万 4 千円)

財務課 (95-1119、95-1193) (IP:050-5207-3004)

予算の編成や執行管理、地方交付税や町債の申請に必要な事務経費です。

➤ 2-1-4 会計管理費 (408 万 2 千円)

会計課 (95-1112) (IP:050-5207-3005)

現金の収入・支出事務に必要な経費です。町が負担する口座引落の手数料や振込通知書の郵送料などの経費が含まれます。

➤ 2-1-5 財産管理費（4,576万3千円）総務課

管財課（95-1176）（IP:050-5207-3000）

町有財産の維持管理を行うための経費で、町有建物の火災保険、公用車の損害保険および町有建物やマイクロバスの点検、維持管理費などが含まれます。また、建物敷地の借地料もここに含まれます。

➤ 2-1-6 企画費（1億663万9千円）

地域みらい課（95-1117）（IP:050-5207-3019）

商工観光課（95-2565）（IP:050-5207-3020）

地域振興や定住対策のための経費です。

○地域コミュニティ再生事業 256万円

公民館単位の地域自主組織に補助金を交付し、地域コミュニティ活動の推進をはかります。今年度は、1団体（中野地区）に交付予定です。（1団体当たり上限256万円）

○邑学館運営費 845万5千円

昨年度からは民間業者を指定管理者として指定し、施設管理、食事の提供、施設の活用についての面での充実を図っています。

○矢上高校教育振興会補助事業費 369万2千円

遠隔地通学助成など矢上高校教育振興会を支援します。

○住宅用太陽光発電システム設置補助事業費 128万円

住宅へ太陽光発電システムや蓄電池などを設置される場合に助成します。

太陽光発電システムの場合1kw当たり1万円（上限4万円）の助成等。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費 3,479万円

令和2年度から新たに始まるまち・ひと・しごと創生法の規定に基づく邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業です。矢上高校魅力化推進事業、地区別戦略実現事業費などの経費を計上しています。

○羽須美振興推進費 1,608万4千円

羽須美の地域振興について総合的に対応し、支援します。羽須美地域振興プロジェクト事業費、ふるさとリノベーターなどの経費を計上しています。

○小さな拠点づくりモデル地区推進事業費 1,590万円

羽須美地域の口羽地区・阿須那地区をモデルに持続可能な持続可能な移動暮らし自治の確立を目指した「小さな拠点づくり」事業の推進に取り組みます。

令和2年度から令和6年度までの5か年の事業です。

➤ 2-1-7 交通安全対策費（115万2千円）総務課

交通安全指導員への報酬、保育所、小中学校への交通安全用品の配布、交通安全教室の開催経費などです。

➤ 2-1-8 地域振興及び人口定住対策費（3,282万8千円）

地域みらい課

○自治会活動補助費 2,437万9千円

自治会活動に対する補助金です。

○自治会館整備事業費 724 万 6 千円

自治会館の改修に活動に対する補助金です。今年度は、山の内自治会館、宇都井区自治会館他の改修と瑞穂地域の市木農村公園施設の撤去を予定しています。

- 2-1-9 支所費 (1,664 万 7 千円) 瑞穂支所 (83-1121) (IP:050-5207-5000)
羽須美支所 (87-0221) (IP:050-5207-6500)

瑞穂支所、羽須美支所の維持管理の経費です。事務用消耗品や光熱水費などが主なものです。

- 2-1-10 諸費 (1,268 万 9 千円) 総務課

職員研修に要する経費と、職員の健康診断に要する経費を計上しています。

- 2-1-11 情報政策費 (1 億 7,658 万 2 千円) 総務課

役場内情報通信設備の維持管理費や電気通信事業特別会計への繰出金等です。

○電気通信事業特別会計繰出金 1 億 4,335 万 8 千円

○無線 LAN システム整備事業費 600 万円

各公民館に Wifi システムの構築を行います。

○おおなんネットバックアップシステム導入事業費 759 万 1 千円

おおなんネットのデータをバックアップするための機器を改修整備します。

○ペーパーレス会議システム整備事業費 374 万 7 千円

議会や庁内の会議に使う資料を紙からデジタル資料に変えるために必要なタブレット端末機器を整備します。

- 2-1-12 生活交通確保対策事業費 (1 億 3,934 万 7 千円) 地域みらい課

町営バスの運行に必要な経費です。町営バス運行業務の委託費や維持管理経費が含まれています。令和 2 年度は町営バスを 1 台購入します。

○羽須美地域デマンド運行補助事業費 1,500 万円

羽須美地域デマンドバス運行に対する補助費用です。

○石見高原駅整備事業費 3,295 万 9 千円

石見高原駅の土地造成及び駅舎を建設する費用です。

○町営バス車両購入事業費 2,232 万 5 千円

- 2-2-1 税務総務費 (9,961 万円) 財務課

税務事務に関する一般的な経費です。固定資産税評価審査委員への報酬や、職員の人件費、事務用消耗品の購入費などです。

- 2-2-2 賦課徴収費 (3,049 万 4 千円) 財務課

税金の賦課や徴収にかかる経費です。台帳などの印刷費、通知書や納付書の郵便代、共同処理のための郡総合事務組合への負担金などが含まれます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 940 万 8 千円

- 2-3-1 戸籍住民基本台帳費 (1 億 3,638 万 9 千円)

町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

戸籍や住民基本台帳の管理、マイナンバーカードの交付、公的個人認証およびパスポートの発券業務の経費です。職員の人件費や郡総合事務組合で共同処理を行うための負担金を含みます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 4,892万7千円

➤ 2-4-1 選挙管理委員会費(969万6千円) 町民課

選挙管理委員会の運営に必要な経費です。選挙管理委員への報酬や、選挙人名簿管理の共同処理の負担金が含まれます。なお、それぞれの選挙ごとに必要となる経費は別に計上されます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金(940万8千円)

➤ 2-4-3 町長選挙費(1,295万8千円) 町民課

令和2年秋に執行が予定されている町長選挙にかかる経費です。

➤ 2-4-4 町議会議員選挙費(92万9千円) 町民課

令和3年春に執行が予定されている町議会議員選挙にかかる経費です。

➤ 2-5-1 統計調査総務費(2万1千円) 地域みらい課

統計調査全般に関する経費です。

➤ 2-5-2 統計調査費(931万9千円) 地域みらい課

今年度は国勢調査などが行われます。

➤ 2-6-1 監査委員費(143万9千円) 議会事務局

監査委員(住民から選任1人、議会議員から選任1人)が予算の執行状況や決算監査を行うための経費です。

3 款 民生費(25億4,171万6千円 対前年度+3,406万円)

➤ 3-1-1 社会福祉総務費(3億4,241万円)

福祉課(95-1115)(IP:050-5207-3008)

町民課(95-1114)(IP:050-5207-3006)

福祉全般にわたる経費で、職員の人件費も含みます。

○社会福祉相談員費、民生児童委員協議会費 430万3千円

民生児童委員(66人)の活動費です。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 940万8千円

○邑南町地域保健福祉計画改訂業務費 521万9千円

○邑南町社会福祉協議会補助金 3,496万2千円

○人権総務費 137万8千円

生活相談員の報酬や人権相談などの経費です。

○国民健康保険事業特別会計繰出金 1億6,430万3千円

国民健康保険事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○男女共同参画推進事業費 28万2千円

○消費者行政事務費 3万9千円

○福祉医療給付費 2,920万4千円

○権利擁護センター運営事業費 212万8千円

権利擁護に関する相談、法人後見、個人受任の支援、受任審査会、運営協議会開催、制度の広報啓発等の業務を邑南町社会福祉協議会へ委託する経費です。

➤ 3-1-2 社会福祉施設費(137万3千円) 福祉課

○ハートフルみずほエレベーター取替事業費 137万3千円

➤ 3-1-3 老人福祉費（2億8,050万3千円） 福祉課
町民課

○通院タクシー費助成事業費 4万8千円

バス停から離れているためバスの利用が困難な地域に住む高齢者等にタクシー料金の一部を助成します。

○生活管理指導員派遣事業費 24万5千円

○運転免許証自主返納者通院タクシー料金等助成事業費 19万2千円

運転免許証を自主返納された高齢者の通院の利便を図り、健康管理を支援するため医療機関に通院する際に利用するタクシー料金の一部を助成します。

○後期高齢者医療広域連合負担金 1,140万1千円

○後期高齢者医療事業特別会計繰出金 2億4,807万9千円

○緊急通報装置管理費 115万8千円

○通院移送サービス事業費 73万2千円

寝たきりの高齢者等に対し、福祉車両を利用し、医療機関への送迎サービスを行います。

○安心センター管理費 960万3千円

○老人クラブ活動費補助事業費 388万円

○シルバー人材センター補助費 405万円

➤ 3-1-4 老人保護措置費（1億2,192万4千円） 福祉課

養護老人ホームへの入所判定や、入所措置に要する経費です。

➤ 3-1-5 国民年金事務費（1,529万2千円） 町民課

国民年金に関係する事務のための経費です。職員の人件費と郡総合事務組合への負担金を中心です。

○邑智郡総合事務組合（電算処理）負担金 993万2千円

➤ 3-1-6 障害者福祉費（3億9,556万1千円） 福祉課

障がいのある方が自立した生活ができるよう支援するための経費です。

○補装具費 239万2千円

補装具の購入や修理の経費を給付します。

○障害者総合支援事業費 195万5千円

障害支援区分判定に要する経費や一般事務費です。

○地域生活支援事業費 2,405万5千円

移動支援、日中一時支援を受ける時の補助や、相談支援事業、地域活動支援センターの委託料などです。

○訓練等給付費 7,057万3千円

障がいのある方が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

○介護給付費 2億4,877万8千円

障がいのある方が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう支援する事業で、自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）、自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭の場合などに利用する短期入所、医療と常時

介護を必要とする人に医療機関で機能訓練などを行う療養介護、常に介護を必要とする人に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に入浴・排せつ・食事の介護等を行う施設入所支援などがあります。

○計画相談支援事業費 1,283 万円

障がい者や家族からの相談に応じ、障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などをふまえ適切な支給決定がなされるように、さまざまな種類のサービスを適切に組み合わせ、計画的プログラムに基づく支援を受けるために計画書を作成します。

○特別障害者手当等給付費 643 万 2 千円

特別障害者手当、障害児福祉手当の給付に必要な経費です。

○障害児通所給付費 1,010 万 8 千円

障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにします。

○難聴児補聴器購入助成事業費 11 万円

○障害者医療費 1,440 万 3 千円

○通院医療費等助成事業費 382 万 8 千円

腎臓機能障がいのある方や精神障がいのある方の通院費を助成します。

➤ 3-1-7 介護保険事業費（3 億 6,880 万 1 千円） 福祉課

高齢で介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援を行うための介護保険事業を運営する経費です。職員の人件費や一般事務費、郡総合事務組合への負担金なども含みます。

○邑智郡総合事務組合（介護保険）負担金 3 億 6,234 万 5 千円

➤ 3-1-8 地域支援事業費（1 億 254 万 3 千円） 福祉課

○介護予防日常生活支援総合事業費 2,442 万 4 千円

高齢の方に対して介護予防や日常生活の支援を行うための経費です。

○包括的支援事業費 3,955 万 2 千円

ケアプランの作成に関する経費、職員の人件費です。

○任意事業費 1,941 万 5 千円

地域の実情に応じて実施するもので、介護支援専門員指導事業、成年後見制度支援事業、配食サービス事業などがあります。

○包括的支援事業費（社会保障充実分） 1,915 万 2 千円

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や認知症カフェを実施する費用などです。

➤ 3-2-1 児童福祉総務費（1 億 3,377 万 7 千円） 福祉課

児童福祉に関する事務経費のほか、児童福祉審議会委員報酬、児童手当などが含まれます。

○母子家庭等入学就職支度金給付事業費 100 万円

母子家庭または父子家庭のお子さんが入学または就職する際に支度金（1 人 2 万円）を支給します。

○児童手当費 1 億 1,894 万 5 千円

家庭等の生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校終了までの国内に住所を有する児童を対象として給付される手当です。一人当たり月額、0～3 歳未満一律 1 万 5 千円。3 歳～小学校修了までの第 1 子と第 2 子は 1 万円、第 3 子以降は 1 万 5 千円。中学生は一律 1 万円。ただし一定以上の所得がある世帯は一律 5 千円です。

➤ **3-2-2 児童福祉措置費 (6 億 6,980 万 5 千円) 福祉課**

○保育所措置費 5 億 7,656 万 4 千円

民営 9 施設の保育所運営費です。

○しまねすくすく子育て支援事業 55 万円

地域間・世代間の交流事業、子育て家庭の交流事業、子育て講座事業等を行います。

○障害児保育事業費 1,224 万 6 千円

障がい児等保育に特別な配慮を要する児童を受け入れる保育所に保育士を加配する事業です。

○保育所完全給食事業費 1,008 万円

平成 23 年 11 月から、3 歳以上児の主食も町産米を保育所で提供しています。

令和元年 10 月から保育所無償化に伴う副食費の徴収は行わず、邑南町は副食費も無償としました。

○地域子ども・子育て支援事業費 6,639 万 2 千円

病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て支援センターの開設(委託)費、一時預かり保育事業等を行う経費です。

○ファミリーサポートセンター事業費 33 万 4 千円

子育て援助をしてほしい人になりたい人が、お互いに育児の相互援助を行う会員組織への支援を行います。

➤ **3-2-3 児童福祉施設費 (29 万 5 千円) 福祉課**

保育所の園庭を休日に開放するために必要な資材を準備するための費用です。

➤ **3-2-4 母子福祉費 (4,038 万 1 千円) 福祉課**

主に児童扶養手当として支給される経費です。また、母子家庭が経済的に自立できるよう教育や訓練を受ける時に支給される扶助費も含まれます。

➤ **3-3-1 生活保護総務費 (1,734 万 4 千円) 福祉課**

邑南町福祉事務所の事務経費のほか、嘱託医の報酬、医療社会指導員賃金が含まれます。

➤ **3-3-2 生活保護扶助費 (5,170 万 7 千円) 福祉課**

生活保護費として支給される経費です。対象となる方が入所されている施設に対する事務経費の負担金も含まれます。

4 款 衛生費 (21 億 1,609 万 3 千円 対前年度+5 億 2,287 万 5 千円)

➤ 4-1-1 保健衛生総務費 (6 億 673 万 6 千円)

保健課 (83-1123) (IP:050-5207-5002)

水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

医療政策課 (95-1175) (IP:050-5207-3000)

保健課、医療政策課職員の人件費、事務経費、保健センターの運営費のほか、特別会計への繰出金が含まれます。

○邑智郡総合事務組合(電算処理)負担金 940 万 8 千円

○上水道事業会計繰出金 2 億 8,094 万 7 千円

水道事業の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○下水道事業特別会計繰出金 (生活排水等) 8,592 万 2 千円

下水道事業の内、生活排水処理などの負担分や収入不足を補うための経費です。

○直営診療所事業特別会計繰出金 5,434 万 7 千円

阿須那、井原、日貫、矢上の各診療所の運営費を補うための経費です。

○医療福祉従事者確保奨学基金事業費 2,000 万円

町内の医療・福祉施設で業務に従事する意思がある人材の、専門資格・知識習得のための学資援助を行う基金原資の増額を行います。邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成することを目的とし、平成 23 年度から実施しています。

➤ 4-1-2 母子保健費 (4,221 万 8 千円) 保健課

妊婦や乳幼児に対する健診等健康づくりに係る経費です。「日本一の子育て村」構想の一環として、中学校卒業までの子ども医療費の無料化、不妊治療費の助成を行っています。

➤ 4-1-3 老人保健費 (3,878 万 9 千円) 保健課

○がん検診推進事業費 (クーポン券事業) 30 万 6 千円

主に子宮がん・乳がん検診について、国で定められた年齢の方に無料クーポン券を配布して受診を勧奨します。

○がん検診費 1,767 万 4 千円

上記の推進事業以外の胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん等の検診費用の一部を町が負担します。

○健康増進事業費 147 万 9 千円

生活習慣病予防のための各種教室や食生活指導のための相談を実施します。

○元気館管理・運営費 1,775 万 5 千円

健康センター元気館において、トレーニングマシンやプールを活用して、生活習慣病予防や介護予防を目的とした各種運動を推進します。平成 30 年度からトレーニングルームの業務を民間委託しています。

➤ 4-1-4 精神、難病保健費 (36 万 4 千円) 保健課

心の健康づくり研修会や相談事業などを行います。

➤ 4-1-5 予防費 (3,459 万 3 千円) 保健課

各種予防接種に要する経費や、予防接種を受ける方への補助のための経費です。

○母子予防接種事業費 2,176 万円

予防接種法に基づく定期予防接種について接種費を全額助成します。子宮頸がん予防ワクチンについては、積極的勧奨は見合わせとなっています。

任意ワクチン事業として、高校生の年齢に相当するまでの子、妊婦の季節性インフルエンザワクチン接種費用を全額助成します。

○成人予防接種事業費 1,237 万 9 千円

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は平成 26 年度から定期接種となり、平成 26 年度～30 年度の移行期間経過後は 65 歳になった年に予防接種を受けていただき、現在 66 歳以上で未接種の方は 70 歳以降 5 の倍数の年齢の年に受けていただきます。助成金額は 5 千円です。

65 歳以上の高齢者が季節性インフルエンザワクチン接種を受ける際に 2,200 円を助成します。

2019 年から 2021 年度末までの 3 年間、風しんの感染拡大防止のため風しんの定期予防接種（1 歳児及び小学校入学前の子）に加え、追加的対策として抗体保有率の低い 39 歳～56 歳の男性への抗体検査・予防接種を実施します。

➤ 4-1-6 斎場運営費 (1,620 万 7 千円) 町民課

町内 3 カ所の火葬場の運営委託料や燃料代、修繕費等の経費です。

➤ 4-1-7 環境衛生費 (2,356 万円) 町民課

環境衛生に関する事務経費、環境衛生担当職員の人件費のほか、狂犬病予防注射、河川の水質検査などに要する経費が含まれます。

➤ 4-1-8 病院費 (3 億 5,503 万 6 千円) 医療政策課

公立邑智病院の運営に係る繰出金です。

➤ 4-2-1 廃棄物処理費 (9 億 9,859 万円) 町民課

邑智郡総合事務組合の負担金の内、し尿処理とごみ処理に関するものと、不法投棄された廃棄物の回収・処理に必要な経費です。平成 29 年度からごみ処理施設整備事業に必要な経費が含まれています。

○ごみ処理施設整備事業費 7 億 2,871 万 1 千円

5 款 労働費 (361 万 1 千円 対前年度△2 万 6 千円)

➤ 5-1-1 労働諸費 (361 万 1 千円) 商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

商工観光課内に設置している邑南町無料職業紹介所の運営費及び島根県西部勤労者共済会、島根県企業誘致対策協議会とおおち・さくらえ地域雇用促進協議会の負担金です。

6 款 農林水産業費（14 億 4,860 万 4 千円 対前年度+1 億 2,255 万 7 千円）

➤ **6-1-1 農業委員会費（2,413 万 1 千円）**

農林振興課（95-1116）（IP:050-5207-3011）

農業委員会総会の開催など活動に必要な経費と農業者年金の処理に要する事務経費および農業委員会事務局職員の人件費です。

平成 29 年度から農業委員に加えて農地利用最適化推進委員が選任されています。

農業委員数の推移

	（農業委員）	（農地利用最適化推進委員）
H16.10 月合併時	40 人	-
H17.3 月から	28 人	-
H23.4 月から	21 人	-
H29.4 月から	13 人	16 人

➤ **6-1-2 農業総務費（6,147 万円） 農林振興課**

農業振興担当職員の人件費や島根県野菜価格安定基金協会の補助金・負担金などです。

➤ **6-1-3 農業振興費（5 億 4,489 万 1 千円） 農林振興課**

邑南町農林総合事業補助金、中山間地域等直接支払事業費、多面的機能支払事業費などとして支払われる経費や事務処理に必要な諸経費が含まれます。

○邑南町農林総合事業費 1,772 万 9 千円

集落営農組織等の設備整備支援、循環型農業推進のための助成事業の実施のほか、有害鳥獣対策に係る事業を行います。

○需給調整円滑化推進事業費 588 万 1 千円

米の需給調整体制整備のための経費や需給調整の事務を行う邑南町農業再生協議会の運営費用です。

○中山間地域等直接支払事業費 2 億 3,243 万 2 千円

農地は、水源涵養・洪水の防止などの多面的機能を果たしていますが、中山間地域は過疎化・高齢化による耕作放棄が進み、その多面的機能の低下により大きな経済的損失を生じさせることが心配されています。適正な農業生産活動の実施を通じ、農地の多面的機能の維持発揮を図ることを目的として、「中山間地域等直接支払制度」が実施されています。

○多面的機能支払事業費 1 億 4,037 万 6 千円

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（水路、農道等）の質的向上を図る活動に対して支援するものです。

○環境保全型農業直接支払交付金事業費 1,144 万 2 千円

農業分野において地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することが重要として、環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行うものです。

○地産地消推進事業費 404 万 4 千円

○農地確保・利用支援事業 446 万 8 千円

担い手への農地の集積を進め、農地の分散錯圃状態を解消するため、地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとめた農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します。

○新規就農者支援事業 1,563 万円

青年就農給付金として、就農前の研修段階及び経営に不安定な就農初期の青年就農者（45 歳未満）に対して給付金を支給します。また、半農半 X 支援事業として、UI ターン者の農村地域への定着を支援するため兼業形態の就農を支援します。

○農業担い手育成・確保支援事業費 3,534 万 6 千円

地域が抱える人と農地の問題解決を図るための「人・農地プラン」作成を支援します。

平成 27 年度から行っている就農支援アドバイザーによる、新規就農者等の育成事業を引き続き実施します。また、おーなんアグサポ隊事業として地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の定住支援事業を行います。

○産地創生事業費 947 万 8 千円

○集落営農体制強化スピードアップ事業 116 万 9 千円

地域貢献型集落営農組織の確保と集落営農組織が UI ターン者の受入や雇用の受け皿として、より一層機能するよう集落組織の連携に向けた活動の支援を行います。

○農業用ハウス等リース支援事業 6,666 万 6 千円

島根県農業協同組合を事業主体として、新規作物を生産するためのリースハウスを整備します。

➤ 6-1-4 畜産業費（154 万 8 千円） 農林振興課

畜産業への助成金・補助金や石見地区家畜診療所対策協議会への負担金、人工授精業務や酪農ヘルパー事業に対する助成金が含まれています。

➤ 6-1-5 農地費（4 億 5,486 万 7 千円） 建設課（95-1120）（IP:050-5207-3015）
水道課（95-1118）（IP:050-5207-3017）

農業施設整備や土地改良区償還金に対する補助、農道の維持管理、農業集落排水事業に必要な経費などです。

○下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水） 3 億 949 万 5 千円 水道課

下水道事業の内、農業集落排水の町負担分や収入不足を補うための経費です。

○農地有効利用支援整備事業 1,215 万円 建設課

農業用排水施設、耕作道、圃場等の整備のための工事請負費です。負担金は県 1/2、地元分担金 1/2 です。

○県営中山間地域総合整備事業費 2,790 万円 建設課

県が行う中山間整備事業に対する町の負担金です。

○農山漁村振興交付金事業費 75 万円 建設課

県が行う軍原キャンプ場遊歩道改修工事の負担金を予定しています。

○農村地域防災減災事業費 8,303 万円 建設課

水晶ため池、中河原上・下ため池の廃止と川渚地区の揚水機修繕、宮野原地
区の頭首工修繕、佐山地区ため池修繕工事を行います。

➤ 6-1-6 農業基盤整備費 (4,475 万円) 建設課

農道和田線の改良及び県営農道保全事業の負担金です。

○農地整備事業費 1,750 万円 建設課

農道和田線の整備事業費の負担金です。

○県営農道保全事業費 2,025 万円 建設課

農道石堂線～邑南農道（雪田-和田）改良工事の負担金です。

➤ 6-1-7 施設整備管理費 (317 万 8 千円)

農林振興課

商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

瑞穂地域下田所の農産物処理加工施設と出羽ふれあい公園、羽須美地域上田の
農作業準備休憩施設と阿須那の婦人若者等活動施設等の管理費です。

➤ 6-1-8 地籍調査事業費 (1 億 5,011 万 4 千円)

管財課 (95-1176) (IP:050-5207-3000)

土地の状況を正確に反映し、土地の境界を確定するための事業です。現地で境
界を確定する作業から確定した境界の測量の委託、完成した地図を使いやすい形
で保管するための経費までが含まれます。今年度は、完了していない地区のある
瑞穂地域の久喜地区 2.93 k m²、和田地区 3.5 k m²、上田所 3.73 k m²、石見地域の
矢上地区 0.41 k m²、井原地区 2.61 k m²、日和地区 1.3 k m²を予定しています。

➤ 6-2-1 林業総務費 (18 万 7 千円) 農林振興課

林業振興関係団体の負担金などです。

➤ 6-2-2 林業振興費 (1 億 5,182 万 4 千円) 農林振興課

森林総合研究所や県林業公社からの委託および町が独自に行う造林や森林整
備事業、町産材の利用促進、担い手確保に要する経費です。

○森林研究・整備機構造林受託事業費 5,533 万 2 千円

森林総合研究所分収造林の保育等に関する受託事業です。今年度は、下刈を
2 団地 19.66ha、除伐を 4 団地 77.77ha、枝打ちを 4 団地 10.3ha、間伐を 1 団地
5.4 ha（集積間伐）、作業道新設 1,000m行う予定です。

○公社造林受託事業費 926 万 3 千円

林業公社分収造林の保育等に関する受託事業です。邑南町内 138 団地、
1781.86ha が公社造林地となっています。今年度は、森林整備（保育間伐
44.44ha、）を予定しています。

○町行造林整備事業費 818 万 1 千円

町行分収造林・町有林の保育等に関する事業です。今年度は、鳶ノ子町有林
の雪起おこし 5.57ha、下刈 5.57ha、町行 No.61、71、84 の利用間伐 11.68ha
等を予定しています。

○邑南町森林環境保全対策基金活用事業 1,326万1千円

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため新たに措置される森林環境譲与税を使って、新たな森林管理システムの活用や森林資源の維持管理を行います。

➤ 6-2-3 林道維持費 (264万4千円) 建設課

林道の維持管理に要する経費です。

➤ 6-2-4 林道整備費 (900万円) 建設課

林道の新設・改良に要する経費です。

7 款 商工費 (2億4,259万5千円 対前年度△890万7千円)

➤ 7-1-1 商工総務費 (4,982万円) 商工観光課 (95-2565) (IP:050-5207-3020)

主に商工観光課職員の人件費や女性活躍・子育て応援企業表彰の費用です。

➤ 7-1-2 商工業振興費 (8,886万3千円) 商工観光課

商工会の運営助成や中小企業に対する優遇融資を行う機関に対する補助のほか、農商工連携サポートの事業費です。

○農林商工等連携サポート事業費 4,396万8千円

農林商工等連携サポート事業は、関係機関と連携しながら、商品開発、販路拡大、雇用拡大等の施策を行います。また、国の地域おこし協力隊制度を活用し、邑南町での定住に結び付けるための人材育成の取り組みとして、耕すシェフ等の研修事業を実施します。今年度は、耕すシェフ12人を予定しています。

○しごとづくりセンター事業費 1,989万6千円

しごとづくりセンターは、専門的な人材を配置し、町商工業者の発展や起業希望者の起業実現のために相談・支援を行います。

○食の学校運営費 772万9千円

平成25年度に食に関する研究拠点施設として整備した「食の学校」の運営費です。

○町商工会運営助成事業 800万円

商工会が行う経営改善普及事業、一般事業及び商工会の管理運営に要する経費を助成します。

○コミュニティビジネス支援事業費 768万円

中小企業の積極的な事業展開を支援するために、地域商業等支援事業（小売店等持続化支援事業、移動販売支援事業等、販路開拓事業、中小企業組織化促進事業等）を行います。また、積極的な事業展開を実施する中小企業者等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、事業者の競争力強化と産業振興・雇用機会の拡大を図ります。

➤ 7-1-3 観光費 (1億391万2千円) 商工観光課

邑南町の宣伝や観光・イベントの開催補助、観光協会への補助のほか観光地・観光施設の管理運営費が含まれます。

ここで管理運営費を支出しているのは断魚溪、千丈溪、深篠川キャンプ場、いこいの村、香木の森、中国自然歩道（萩原山断魚溪コース）、道の駅瑞穂、軍原

キャンプ場、わんぱく館、ほたるの館、はすみ交流センターです。指定管理を行っている施設の委託料も含んだ額となっています。

○はすみ交流センター管理費 731 万円

○断魚溪管理費 1,184 万 9 千円

今年度は、断魚溪の遊歩道改修費として 900 万円計上しています。

○いこいの村・霧の湯等管理費 729 万 7 千円

○香木の森管理費 2,059 万 2 千円

観光案内所としての機能を置く香木の森クラフト館を含む香木の森公園を観光協会が指定管理するための管理費

○邑南町観光協会補助費 893 万 5 千円

○いこいの村及び香木の森公園基金管理費 1,500 万 6 千円

○田舎ツーリズム推進事業費 141 万 4 千円

○香木の森公園遊具整備事業費 1,980 万円

香木の森公園に新たな遊具の整備を行います。

8 款 土木費 (7 億 4,847 万 6 千円 対前年度+1 億 1,758 万 3 千円)

- 8-1-1 土木総務費 (6,169 万 3 千円) 建設課 (95-1120) (IP:050-5207-3015)
建設課全般の事務費、各種期成同盟などへの負担金です。また、担当職員の人件費も含みます。

- 8-1-3 下水道費 (1 億 6,973 万 2 千円) 水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)
下水道事業の内、特定環境保全公共下水道の町負担分や収入不足を補うための経費です。

- 8-2-1 道路橋りょう総務費 (1,307 万 1 千円) 建設課
道路台帳、橋りょう台帳の管理費と道路台帳 WEB システム改修事業費です。

- 8-2-2 道路維持費 (1 億 1,721 万 4 千円) 建設課
道路の修繕費のほか除雪作業の委託や除雪車両の維持管理といった除雪にかかる経費、トンネルなどの照明・融雪装置の電気代、修繕費が含まれます。

○道路維持費 4,056 万 8 千円

○除雪費 7,380 万円

- 8-2-3 道路新設改良費 (2 億 1,223 万 5 千円) 建設課
国道や県道の改良事業の負担金や町道の新設や改良にかかる経費です。今年度は以下の路線を予定しています。

◇ 町道判場川角線
道路改良 173mを予定しています。

◇ 町道簾金比羅線

◇ 町道和田線
道路改良 100mを予定しています。

◇ 町道片田善教寺原線
道路改良 60mを予定しています。

- ◇ 町道石見中央線交通安全対策
カラー舗装 212mを予定しています。
- ◇ 町道安田 1 号線
道路改良 170mを予定しています。
- ◇ 町道田所出羽線
改良舗装 60mを予定しています。
- ◇ 町道須摩谷上大畑谷線
復旧工事 24.2mを予定しています。
- ◇ 町道森実上別所線
道路照明改修工事を予定しています。
- ◇ 町道桜井鳴滝線
道路照明改修工事を予定しています。
- ◇ 町道青笹線災害防除事業
落石対策 100mを予定しています。
- ◇ 町道荻原高水線
落石対策詳細設計を予定しています。
- 8-2-5 橋りょう新設改良費 (3,767 万 1 千円) 建設課
町道橋りょうの長寿命化を図るための改修工事や点検を行います。
- 橋りょう長寿命化事業費 2,566 万 1 千円
長寿命化計画により年間予算を平準化し、補修及び改修工事を計画的に行うことで大規模修繕を未然に防ぎ将来予想される費用負担を軽減する事業です。今年度は、釜谷橋、本田橋の修繕を予定しています。
- 橋りょう長寿命化事業 (町道橋点検) 1,201 万円
道路法の改正により、町道橋を 5 年に一度近接目視の方法により点検するものです。今年度は 94 橋の点検を予定しています。
- 8-3-1 河川総務費 (320 万 5 千円) 建設課
河川浄化のための工事費や浄化活動への補助金、羽須美地域にある自動堰や揚水機場の管理費となっています。
- 8-3-2 砂防費 (650 万円) 建設課
県が行う急傾斜地の崩壊を防止する工事の負担金です。
- 8-3-3 河川維持費 (162 万円) 建設課
河川に堆積した土砂の撤去を行います。
- 8-4-1 住宅管理費 (6,373 万 7 千円) 建設課
主に町営住宅の管理に要する経費です。設備の点検や修繕のための経費のほか、家賃補助負担金などの経費を含みます。また、既存の公営住宅の屋根や外壁等の改修を行います。対象は市木町団地、矢上団地、青葉団地です。
- 8-4-2 住宅建設費 (3,093 万 1 千円) 建設課
○公営住宅建設費 (口羽団地) 2,963 万 6 千円
羽須美地域口羽地内に公営住宅建設を予定しています。

○公営住宅建設費（高原団地） 129 万 5 千円

瑞穂地域高原地内に公営住宅を建設するための地質調査を予定しています。

➤ 8-4-3 住宅政策費（3,086 万 7 千円）

地域みらい課（95-1117）（IP:050-5207-3019）

建設課

○空き家改修事業費 112 万円

空き家登録された空き家の家財道具等の処分、内外の清掃、維持管理に要する費用の一部を補助します。

○集落振興対策助成事業 504 万 7 千円

空き家を解体し、そこに住宅等を新築される方を対象に空き家を解体する費用の一部を補助します。

○賃貸住宅建設補助事業 2,455 万円

民間の行う賃貸住宅の建設に対して、世帯用 1 戸当たり 400 万円を上限に補助します。

○住宅・建築物耐震化促進事業費 15 万円

民家（木造）の耐震診断、耐震設計、耐震改修費の一部を補助します。

9 款 消防費（4 億 4,733 万 1 千円 対前年度△653 万 2 千円）

総務課（95-1111）（IP:050-5207-3003）

➤ 9-1-1 常備消防費（3 億 5,449 万 7 千円）

江津邑智消防組合への負担金です。

➤ 9-1-2 非常備消防費（5,629 万 6 千円）

消防団団員の人件費や遺族補償年金、消防団の出動や訓練にかかる経費です。

➤ 9-1-3 消防設備費（3,310 万円）

消防車や防火水槽などの設備の整備や維持管理にかかる経費です。

○防火水槽設置事業費 1,300 万円

耐震性貯水槽（防火水槽）の整備を行います。今年度は、布施 1 集落、馬の原上集落を予定しています。

○消防車整備費 1,395 万 6 千円

消防車の整備を行います。今年度は、瑞穂地域第 5 高原分団第 2 部消防車（積載車）を更新予定です。

➤ 9-1-4 防災費（343 万 8 千円）

県の総合防災システム等の情報通信機器に係る経費や防災会議などの経費です。

○防災士養成事業費 48 万 8 千円

町民の防災士資格の取得を支援します。

○自主防災組織啓発事業費 15 万円

○災害備蓄品整備事業費 52 万円

10 款 教育費（11 億 3,628 万 6 千円 対前年度+9,315 万 7 千円）

➤ 10-1-1 教育委員会費（114 万 1 千円）

学校教育課（83-1126）（IP:050-5207-5250）

教育委員の報酬と、教育委員会開催のための経費のほか、会議や研修のための旅費が含まれます。

➤ 10-1-2 事務局費（1 億 1,196 万 9 千円） 学校教育課

学校教育課の事務経費に加え、小中学校を対象に行う講演会の講師謝金、学校用地の借地料や外国語指導助手（ALT）にかかる経費などが含まれます。また、職員の人件費も含みます。

○外国語指導助手費 1,263 万 1 千円

外国語指導助手に伴う経費です。

○教育支援センター事業費 791 万 9 千円

不登校及び不登校傾向にある児童生徒の相談指導等を行います。

○スクールソーシャルワーカー活用事業費 133 万 9 千円

いじめ対策や不登校の支援のためのスタッフを配置します。

○いじめ対策支援事業費 49 万 4 千円

アンケートや講座、研修会を通していじめ等の諸課題に対応します。

○指導主事配置費 254 万 2 千円

県教育委員会から指導主事の派遣を受けています。

○教師力向上対策事業費 167 万 8 千円

○学力向上対策事業費 109 万 2 千円

➤ 10-1-3 スクールバス運営費（8,801 万 3 千円） 学校教育課

○スクールバス運営費 7,611 万 4 千円

スクールバスの管理、運行にかかる経費です。

○スクールバス車両整備事業費 1,189 万 9 千円

スクールバスの購入にかかる経費です。

➤ 10-1-4 教職員住宅管理費（864 万 9 千円） 学校教育課

➤ 10-1-5 学校給食費（1 億 4,414 万 3 千円） 学校教育課

学校給食を提供するための経費で、ほとんどが学校給食会への補助金になっています。他には給食審議会に要する経費、給食費の口座振替に要する経費となっています。

➤ 10-2-1 学校管理費（小学校）（1 億 3,749 万 7 千円） 学校教育課

町内小学校の運営にかかる経費です。学校で使う消耗品の購入や学校医の報酬、校務員の人件費、校外活動の補助金などがあります。

○小学校備品整備費 446 万 9 千円

小学校の備品を整備します。

○小学校教科書改選指導書等整備事業費 747 万 4 千円

令和元年に新しい教科書が採択され、令和 2 年度より使用開始となるため、採択された教科書の指導書、教師用教科書を整備します。

○GIGAスクール構想実現事業費（小学校） 3,572 万 7 千円

令和2年度から令和5年度までの4年間で児童生徒が1人1台パソコン（タブレット）端末を利用できるように整備を行います。令和2年度は、校内通信ネットワークの整備と小5・小6向けのPC端末を整備します。

➤ 10-2-2 教育振興費（小学校）（4,514万5千円） 学校教育課

○就学奨励費（小学校） 765万円

経済的理由により、就学困難である児童の保護者に対し、必要な援助を行います。

○子ども笑顔キラキラサポート事業費（小学校） 2,008万9千円

複式学級がある小規模校に低学年複式支援員を配置。また様々な困難を抱えている児童に対応するため学習支援員、生活支援員を配置します。

○子ども読書活動推進事業費（小学校） 1,234万3千円

各小学校に学校司書を配置します。

○ふるさと教育推進事業（小学校） 56万5千円

子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域住民が連携協力して教育に取り組みます。

➤ 10-2-3 学校建設費（小学校）（3,900万5千円） 学校教育課

○口羽小学校改修事業費 389万4千円

小学校防火設備の改修を行います。

○高原小学校改修事業費 1,330万5千円

校舎屋上の防水改修を行います。

○矢上小学校改修事業費 1,441万7千円

校舎屋上の防水改修を行います。

○日貫小学校改修事業費 260万7千円

体育館屋上の防水修繕を行います。

○小学校体育設備緊急対策事業費 478万2千円

バスケットゴールの老朽化対策を行います。

➤ 10-3-1 学校管理費（中学校）（7,493万3千円） 学校教育課

町内中学校の運営にかかる経費です。

○GIGAスクール構想実現事業費（中学校） 1,962万9千円

令和2年度から令和5年度までの4年間で児童生徒が1人1台パソコン（タブレット）端末を利用できるように整備を行います。令和2年度は、校内通信ネットワークの整備と中1向けのPC端末を整備します。

➤ 10-3-2 教育振興費（中学校）（1,669万6千円） 学校教育課

○就学奨励費（中学校） 728万6千円

経済的理由により就学困難である生徒の保護者に対し必要な援助を行います。

○子ども笑顔キラキラサポート事業費（中学校） 297万8千円

様々な困難を抱えている生徒に対応するため、学習支援員、生活支援員を配置します。

○子ども読書活動推進事業費（中学校） 426万9千円

各中学校に学校司書を配置します。

○ふるさと教育推進事業（中学校） 21 万 4 千円

子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域住民が連携協力して教育に取り組みます。

➤ **10-3-3 学校建設費（中学校）（1,235 万円） 学校教育課**

○石見中学校耐力度調査費 1,134 万 9 千円

○中学校体育設備緊急対策事業費 100 万 1 千円

バスケットゴールの老朽化対策を行います。

➤ **10-4-1 社会教育総務費（1 億 2,607 万円）**

生涯学習課（83-1127）（IP:050-5207-5100）

町民大学やおおなん郷土塾、成人式などにかかる経費、生涯学習課の事務経費などが含まれます。職員の人件費も含まれます。

○結集！しまねの子育て協働プロジェクト補助金事業費 295 万 7 千円

学校、家庭、地域の連携による地域総掛かりで子育てする環境作りを行い、学びのつどい、花まる算数教室の実施や地域コーディネーターを配置します。

➤ **10-4-2 公民館費（1 億 9,699 万円） 生涯学習課**

各公民館の管理費や公民館長、公民館主事の人件費が含まれます。

○公民館改修事業費 1,905 万 9 千円

公民館のバスケットゴールの老朽化対策や矢上農村環境改善センター体育館のバスケットゴールの更新を行います

○公民館キッズスペース整備事業費 84 万 7 千円

➤ **10-4-3 図書館費（1,720 万 4 千円） 生涯学習課**

町立図書館本館および各分館の管理運営費です。読書ボランティア研修講師・読み聞かせ団体への謝金やブックスタート事業に要する経費も含まれます。図書館長や司書の人件費も含みます。

➤ **10-4-4 社会教育施設費（3,864 万 6 千円） 生涯学習課**

郷土館、元気館、青少年旅行村、久喜林間学舎等の管理運営にかかる経費です。

○元気館施設維持工事費 291 万 5 千円

今年度は、元気館エレベーター制御基板の修繕を行います。

➤ **10-4-5 文化財保護費（1,615 万 8 千円） 生涯学習課**

発掘調査や文化財の管理、ハンザケ自然館運営委託に要する経費です。

○文化財施設管理費 37 万 7 千円

邑南町指定文化財（旧山崎家住宅、きねづかセンター、伊達屋）及び、施設維持の管理経費です。

➤ **10-5-1 保健体育総務費（2,462 万 4 千円） 生涯学習課**

主にスポーツ推進委員への報酬や町体育協会への補助金です。加えてスポーツ教室や大会に要する経費も含まれます。

○パラリンピック招致活動費 1,881 万 6 千円

2020 年東京パラリンピックでのゴールボール競技の日本代表とフィンランド選手団との合宿実施を行うための費用です。国際交流員費も含まれています。

➤ **10-5-2 体育施設費（3,705 万 3 千円） 生涯学習課**

体育館や野球場、グラウンドをはじめとする運動施設の維持管理費です。

○田所体育館跡地整備事業費 1,291 万 2 千円

○瑞穂球場改修事業費 990 万円

瑞穂球場のフェンスを改修します。

11 款 災害復旧費 (741 万 7 千円 対前年度△8,337 万 4 千円)

建設課 (95-1120) (IP:050-5207-3015)

- 11-1-1 農地災害復旧費 (515 万 1 千円)
- 11-1-2 農業用施設災害復旧費 (226 万 6 千円)

令和元年梅雨前線豪雨災害で被災した農地や農業用施設の復旧に要する経費です。

12 款 公債費 (16 億 2,409 万 4 千円 対前年度+3,707 万 5 千円)

財務課 (95-1119、95-1193) (IP:050-5207-3004)

- 12-1-1 元金 (15 億 6,338 万 7 千円)
- 12-1-2 利子 (6,070 万 7 千円)

町の借金である町債の償還に必要な経費です。徐々に減少していく見込みです。

98 款 予備費 (3,000 万円 前年度と同額)

不測の事態に備えて予備費を計上しています。

4. 特別会計予算

それぞれの特別会計を担当する課ごとにまとめました。特別会計はそれぞれ独自の財源を持っており、その収入により事業を行います。

● 町民課 (95-1114) (IP:050-5207-3006)

➤ 国民健康保険事業特別会計(14 億 4,400 万円)

国民健康保険税や国・県の負担金、一般会計からの繰入金をもとに国民健康保険の事業を行うための会計です。医療費の給付のほか、出産育児一時金や葬祭費等の支給、運動教室や特定健康診査といった事業を行っています。また、直営診療所事業会計や後期高齢者医療事業への支援も行っています。平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となったことに伴い、町は徴収した国民健康保険税などを県に国保事業費納付金として納めることになりました。

なお、国民健康保険税の賦課徴収は財務課が行っています。

➤ 国民健康保険直営診療所事業特別会計(1億円)

阿須那、井原、日貫、矢上の診療所の運営を行う会計です。診療報酬、個人負担金および一般会計・国民健康保健事業特別会計からの繰入金により運営されています。

➤ 後期高齢者医療事業特別会計(3 億 9,400 万円)

75 歳以上の方の医療を行う会計です。実際の医療給付などは県下全市町村で構成する島根県後期高齢者医療事業広域連合が行っています。加入者からの保険金のほか、国・県の負担金、一般会計からの繰入金により運営されています。

● 水道課 (95-1118) (IP:050-5207-3017)

➤ 下水道事業特別会計(9 億 8,500 万円)

生活排水等の衛生的な処理を行う事業のための会計です。下水管により排水を処理施設まで送るものと、浄化槽の設置、管理を行うものの 2 種類の事業を行っています。事業財源は、使用料と一般会計からの繰入金を、管路の延伸や施設の新設改良についてはこれらに加えて町債を財源としています。

● 総務課情報推進室(95-1111) (IP:050-5207-3000)

➤ 電気通信事業特別会計(5 億 5,100 万円)

利用者からの使用料をもとに、おおなんケーブルテレビの運営を行うための会計です。使用料に加え、一般会計からの繰入金も財源としています。

5. 水道事業会計予算

● 水道課（95-1118）（IP:050-5207-3017）

➤ 水道事業会計

安全、安心な水を安定的に町民のみなさんにお送りするための事業を行う会計です。

水道事業の予算には収益的収支と資本的収支があります。

収益的収支とは、1年間の営業活動で発生する料金収入などの収益と、収入を得るために必要となった費用を表し、その差から収益・損失が計算されます。

資本的収支とは、施設の建設や更新に係る収入とその支出を表します。当該年度に建設や更新された施設は将来にわたって稼働するため1年間の収入と費用を計上する収益的収支とは区分されます。

令和2年度は水道施設整備事業を5,001万円計上しています。

○主な水道施設整備事業

◆送配水管布設	事業費	1,272万円
◆配水池施設整備	事業費	636万円
◆水道施設改良	事業費	3,093万円

予算額及び町債残高

		予 算 額				町債（借入金）残高見込	
		令和2年度	令和元年度	前年度比較増減	増減率	令和2年度末	令和元年度末
収益的	収入	4億3,716万円	4億2,038万円	1,678万円	4.0%	28億5,789万円	30億8,783万円
	支出	4億4,324万円	4億5,636万円	△1,312万円	△2.9%		
資本的	収入	1億7,734万円	3億9,344万円	△2億1,610万円	△54.9%		
	支出	3億4,362万円	5億6,551万円	△2億2,189万円	△39.2%		
合計	収入	6億1,450万円	8億1,382万円	△1億9,932万円	△24.5%	前年度比較増減	△2億2,994万円
	支出	7億8,686万円	10億2,187万円	△2億3,501万円	△23.0%		

